

令和6年度 入湯税の使途状況について

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設整備並びに観光の振興（観光施設の整備含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し課税する目的税です。

令和6年度の入湯税（決算額55,022千円）は、以下のとおり充当しています。

（単位：千円）

区分	事業費	当該事業の財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国	県	地方債	負担金その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	2,364		80			2,200	84
消防施設等の整備	3,129			1,900		1,180	49
観光施設の整備	44,963		653	1,300	4,969	37,600	441
観光振興	18,017				1,630	14,042	2,345
合計	68,473	0	733	3,200	6,599	55,022	2,919